

第 87 期 事 業 報 告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、雇用情勢に厳しさが残るものの、輸出や生産の増加等を背景として企業収益が改善し、設備投資も持ち直すなど緩やかな回復基調が続きましたが、3月の東日本大震災により景気の先行きの悪化が懸念されるようになりました。

このような経済情勢のもと、当期の連結収支につきましては、収入面では、エネルギー関連事業は減収となりましたが、電気事業において、販売電力量が増加したことなどから、売上高（営業収益）は前期に比べ2.8%増の1兆4,860億円、経常収益は2.9%増の1兆4,982億円となりました。一方、支出面では、電気事業において、修繕費の減少などはありましたが、販売電力量の増加や燃料価格の上昇などにより燃料費が増加したことなどから、経常費用は3.1%増の1兆4,315億円となりました。

経常利益は、電気事業は増益となりましたが、エネルギー関連事業が減益となったことなどから、1.3%減の667億円となりました。

また、「資産除去債務に関する会計基準」を適用し、特別損失に184億円を計上したことから、当期純利益は31.3%減の287億円となりました。

事業別の業績(内部取引消去前)は、次のとおりとなりました。

a 電気事業

当期の販売電力量につきましては、電灯、業務用電力などの一般需要は、気温が前年に対し夏季は高めに、冬季は低めに推移したことによる冷暖房需要の増加などから、前期に比べ4.3%の増加となりました。また、大口産業用需要は、鉄鋼や化学、非鉄金属などの生産が増加したことから、前期に比べ6.4%の増加となりました。この結果、当期の総販売電力量は874億7千万kWhとなり、前期に比べ4.9%の増加となりました。

一方、供給面につきましては、原子力発電所をはじめとする発電設備の総合的な運用により、安定した電力をお届けすることができました。これを他社からの受電分を加えた発電電力量

のエネルギー別構成比で見ますと、原子力39%、火力52%、水力6%、新エネルギー等3%となっております。

当期の業績につきましては、売上高は、燃料費調整の影響などによる料金単価の低下はありましたが、販売電力量が増加したことなどから、前期に比べ3.4%増の1兆3,563億円となりました。営業利益は、燃料費の増加などはありませんでしたが、売上高の増収や、修繕費など経営全般にわたる徹底した効率化に努めたことなどから、4.4%増の865億円となりました。

b エネルギー関連事業

売上高は、プラント建設及び補修工事の完成高の減少などにより、前期に比べ3.5%減の1,580億円となりました。営業利益は、LNG購入価格上昇の影響などもあり59.2%減の30億円となりました。

c 情報通信事業

売上高は、ブロードバンドサービスの契約回線数の増加や、電気通信工事の増加はありましたが、情報システム開発の大口案件の減少などにより、前期に比べ3.0%減の962億円となりました。営業利益は、コスト削減などにより1.9%増の64億円となりました。

d その他の事業

売上高は、シニアマンションの新規地点開業による増加はありましたが、不動産関連収入の減少などにより、前期に比べ1.7%減の260億円となりました。営業利益は、コスト削減などにより5.1%増の33億円となりました。

<事業別の業績>

	売 上 高			営 業 利 益		
	金 額	対前期増減	前 期 比	金 額	対前期増減	前 期 比
	億円	億円	%	億円	億円	%
電 気 事 業	13,563	442	103.4	865	36	104.4
エ ネ ル ギ ー 関 連 事 業	1,580	△ 57	96.5	30	△ 43	40.8
情 報 通 信 事 業	962	△ 29	97.0	64	1	101.9
そ の 他 の 事 業	260	△ 4	98.3	33	1	105.1
計	16,366	350	102.2	994	△ 4	99.6
内部取引消去	△ 1,505	61	—	△ 5	△ 3	—
連 結	14,860	411	102.8	989	△ 8	99.2

(注) 「電気事業」は、当社事業から附帯事業を除いたものであります。

(2) 対処すべき課題

当社は、「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランド・メッセージとする「九州電力の思い」のもと、責任あるエネルギー事業者として、これからも安定した電力・エネルギーをしっかりとお届けすることを使命としています。

当社は、その使命を変わず果たし続けていくために、「長期経営ビジョン」に基づく中期事業計画を策定し、事業活動を進めております。

そうした中、先の東日本大震災はわが国の経済・社会に甚大な被害を及ぼし、さらに、東京電力福島第一原子力発電所において深刻な事故が発生したことで、今後、原子力やエネルギー利用のあり方などエネルギー政策全般に関して議論がなされるものと考えております。また、停電の社会的影響の大きさ、ライフラインである電力の重要性を、改めて認識いたしました。

こうした状況を踏まえ、当社は、以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

a 原子力発電所の安全確保と電力の安定供給への取り組み

- (a) 原子力発電については、エネルギーセキュリティ面や地球温暖化対策面から、安全性を大前提として、その重要性は変わらないものと考えておりますが、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、今後、国レベルでのエネルギー政策の見直しが行われる予定であり、その方向性に沿って、当社としての対応を検討してまいります。

既設の原子力発電所については、安全・安定を最優先に運転を継続してまいります。このため、緊急安全対策として、地震・津波により非常用発電機や海水ポンプが停止し冷却機能がなくなった場合でも、原子炉や使用済燃料貯蔵プールを継続的に冷却できるよう、国の指示に基づき、高圧発電機車の配備をはじめとする「電源の確保」、「冷却水を送るポンプの確保」、「冷却水の確保」の3つの対策を講じました。さらに、「緊急安全対策訓練」や当社独自の「外部電源復旧訓練」を実施しました。原子力安全・保安院からは、これらの対策等について適切に実施されているとの評価が示されております。

今後も引き続き安全対策に迅速に取り組み、原子力発電所のさらなる安全確保に最大限努力してまいります。

また、川内原子力発電所3号機の開発をはじめとする今後の原子力に関する取り組みについては、今後検討される国のエネルギー政策ならびに福島第一原子力発電所の事故の分析から得られる新たな知見や安全に関する指針などを踏まえたうえで、地域の皆さまのご理解をいただきながら、適切に対応してまいります。

- (b) 国産エネルギーである再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むとともに、将来、太陽光など分散型の再生可能エネルギーが大量に普及した場合においても、高品質、高信頼度、かつ効率的な電力供給を維持できるよう、原子力・火力などを含めた全ての電源の最適運用を行えるスマートグリッドの検証に向けた取り組みを、地域社会のご協力をいただきながら進めてまいります。
- (c) また、火力発電所、送配電設備などの電力供給設備については、高経年化対策を進めるとともに、防災対策の強化を図ってまいります。
- (d) さらに、お客さまへの省エネルギーの提案など、エネルギー利用効率化の取り組みについても引き続き推進してまいります。なお、このたびの震災の影響により、今後わが国全体としてエネルギー需給の逼迫が考えられることから、お客さまに節電へのご協力をお願いしております。

こうした取り組みを通して、当社の基本的使命である電力の安定供給維持に努めてまいります。

b 情勢変化に柔軟に対応できる企業を目指した取り組み

- (a) 設備の安全・安定運転の徹底や高効率化などに加え、事業運営上のリスクに対する評価を踏まえた適切な経営資源の配分に取り組んでまいります。また、設備投資の効率化に努めるとともに、修繕費・諸経費の効率化など、費用全般のさらなる見直しを進めてまいります。こうした取り組みを通じて、経営体質の強化を図ってまいります。

(b) また、少子高齢化の進展などがこれからの業務運営に与える影響を踏まえ、業務運営・組織体制の見直しを進めるとともに、事業運営の基盤である人材の育成に力を注ぐことにより、従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、働きがいを得て、成長していく組織を目指してまいります。

(c) 海外におけるエネルギー事業については、当社の保有する技術やノウハウを活かし、アジアを中心に高効率の火力や地熱・風力・バイオマス等の再生可能エネルギーによる発電事業、省エネルギー・環境関連コンサルティング事業などを展開することにより、当該地域のエネルギーの安定供給やCO₂排出量削減に貢献するとともに、収益力の向上を目指してまいります。

これら経営課題への対応にあたっては、事業活動に関わる全ての方々に信頼していただけるよう、コンプライアンス意識の向上、情報公開の徹底、広報・広聴活動の推進、地域との協働による環境保全活動など、CSR（企業の社会的責任）の観点に基づいた事業活動を展開し、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期は、当社グループ（当社及び連結子会社）全体で総額2,618億円の設備投資を行いました。

事業区分	金額
	億円
電気事業	2,288
エネルギー関連事業	64
情報通信事業	236
その他の事業	76
内部取引消去	△47
合計	2,618

また、当期中に完成した設備及び建設中の設備のうち、主なものは次のとおりであります。

a 発電設備

	名称	出力 (kW)
完成	(水力) 小丸川発電所1号機（新設）	300,000
建設中	(水力) 小丸川発電所2号機（新設）	300,000

b 送電設備

	名称	電圧 (kV)	亘長 (km)
建設中	北九州幹線（新設）	500	84.4

c 変電設備

	名称	電圧 (kV)	出力 (万kVA)
完成	緑川変電所（増設）	220	30

(4) 資金調達の状況

当期における当社グループ（当社及び連結子会社）全体の外部資金調達は次のとおりであります。

a 社 債

発行額 1,300億円

償還額 699億円

b 借入金

借入額 2,278億円

返済額 2,340億円

c コマーシャル・ペーパー

発行額 2,000億円

償還額 1,700億円

(5) 財産及び損益の状況の推移（連結）

区 分 \ 期	第84期 平成19年度	第85期 平成20年度	第86期 平成21年度	第87期 平成22年度 (当期)
売 上 高 (億円)	14,823	15,241	14,449	14,860
経 常 利 益 (億円)	723	504	676	667
当 期 純 利 益 (億円)	417	339	418	287
1株当たり当期純利益 (円)	88.19	71.84	88.38	60.73
総 資 産 (億円)	40,597	41,108	40,541	41,854

(6) 重要な子会社等の状況

a 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社キューデン・インターナショナル	23,150	100.0 (100.0)	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有
九州通信ネットワーク株式会社	22,020	97.5 (96.6)	電気通信回線の提供
大分エル・エヌ・ジー株式会社	7,500	98.0 (98.0)	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化、送出及び販売
株式会社電気ビル	3,395	90.4 (90.4)	不動産の管理及び賃貸
北九州エル・エヌ・ジー株式会社	4,000	75.0 (75.0)	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化、送出及び販売
株式会社キャピタル・キューデン	600	100.0 (100.0)	有価証券の取得、保有及び事業資金の貸付
長島ウインドヒル株式会社	490	86.0 (86.0)	風力発電による電力の販売
株式会社福岡エネルギーサービス	490	80.0 (80.0)	熱供給事業
ニシム電子工業株式会社	300	100.0 (100.0)	電気通信機器製造販売、工事及び保守
株式会社キューキ	305	67.0 (58.9)	電気機械器具の製造及び販売
西日本プラント工業株式会社	150	85.0 (85.0)	発電所の建設及び保守工事
九州高圧コンクリート工業株式会社	240	51.3 (51.3)	コンクリートポールの生産及び販売
九電産業株式会社	117	100.0 (99.6)	発電所の環境保全関連業務
九電ビジネスソリューションズ株式会社	100	100.0 (100.0)	情報システム開発、運用及び保守
株式会社キューデン・グッドライフ福岡浄水	100	100.0 (0.0)	有料老人ホーム経営及び介護サービス事業
株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	100	61.3 (0.0)	コンピューターソフトウェアの開発及び販売

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
西日本技術開発株式会社	40	100.0 (68.8)	土木・建築工事の調査及び設計
九電不動産株式会社	32	98.1 (88.5)	不動産の賃貸及び用地業務の 受託
九州計装エンジニアリング株式会社	22	98.6 (98.6)	電気計器の修理及び調整
キューデン・インターナショナル・ネザランド	6,497	100.0 (0.0)	海外電気事業会社の有価証券の 取得及び保有
パシフィック・ホープ・ SHIPPING・リミテッド	4,071	60.0 (60.0)	L N G船の購入、保有、運航、 定期備船（貸出）
九電新桃投資股份有限公司	百万台湾ドル 2,400	100.0 (0.0)	新桃 I P P 事業会社への出資

- (注) 1 当期において、株式会社キューデン・グッドライフ福岡浄水、キューデン・インターナショナル・ネザランド及び九電新桃投資股份有限公司を追加いたしました。
- 2 出資比率は当社が間接保有しているものも含めて記載しております。（括弧内は当社直接保有の比率であります。）

b 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
戸畑共同火力株式会社	9,000	50.0 (50.0)	電気の卸供給
株式会社九電工	7,901	27.0 (26.9)	電気工事
大分共同火力株式会社	4,000	50.0 (50.0)	電気の卸供給
株式会社キューヘン	225	35.9 (35.9)	電気機械器具の製造及び販売
誠新産業株式会社	200	26.5 (18.0)	電気機械器具の販売
株式会社九建	100	15.2 (15.2)	送電線路の建設及び保修工事

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
キュウシュウ・トウホク・エンリッチメント・インベスティング社	百万ユーロ 103	% 50.0 (50.0)	ウラン濃縮事業への投資
エレクトリシダ・アギラ・デ・トゥクспан社	百万メキシコペソ 641	50.0 (0.0)	天然ガスを燃料とした発電事業
エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクспан社	百万メキシコペソ 493	50.0 (0.0)	天然ガスを燃料とした発電事業

- (注) 1 当期において、キュウシュウ・トウホク・エンリッチメント・インベスティング社を追加いたしました。
- 2 出資比率は当社が間接保有しているものも含めて記載しております。(括弧内は当社直接保有の比率であります。)

(7) 主要な事業内容

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な事業内容は次のとおりであります。

事 業 区 分	主 要 な 事 業 内 容
電 気 事 業	電力供給
エネルギー関連事業	液化天然ガスの受入・貯蔵・気化・送出及び販売、電気機械器具の製造及び販売、発電所の建設及び保修工事、コンクリートポールの生産及び販売、発電所の環境保全関連業務、土木・建築工事の調査及び設計
情 報 通 信 事 業	電気通信回線の提供、電気通信機器製造販売・工事及び保守、情報システム開発・運用及び保守
そ の 他 の 事 業	有価証券の取得・保有及び事業資金の貸付、不動産の管理及び賃貸、用地業務の受託

(8) 主要な事業所

a 当社の主要な事業所

(a) 本店、支店及び支社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 店	福 岡 市	大 分 支 店	大 分 市
北九州支店	北九州市	熊本支店	熊 本 市
福岡支店	福 岡 市	宮崎支店	宮 崎 市
佐賀支店	佐 賀 市	鹿児島支店	鹿 児 島 市
長崎支店	長 崎 市	東京支社	東京都千代田区

(b) 主要な発電所

設 備 別	発 電 所 名 (所 在 地)
水 力	天山（佐賀県）、松原、女子畑、柳又（以上大分県）、黒川第一、大平（以上熊本県）、上椎葉、岩屋戸、塚原、諸塚、山須原、西郷、小丸川、川原、一ツ瀬、大淀川第一、大淀川第二（以上宮崎県）
汽 力	新小倉、苅田、豊前（以上福岡県）、唐津（佐賀県）、松浦、相浦（以上長崎県）、新大分、大分（以上大分県）、苓北（熊本県）、川内（鹿児島県）
原 子 力	玄海（佐賀県）、川内（鹿児島県）
内 燃 力	豊玉、新壱岐、福江第二、新有川（以上長崎県）、新種子島、竜郷、名瀬、新徳之島（以上鹿児島県）
新エネルギー等	地熱
	滝上、八丁原（以上大分県）、大霧、山川（以上鹿児島県）

b 重要な子会社の主要な事業所

会 社 名	本 店 所 在 地
株式会社キューデン・インターナショナル	福岡県福岡市
九州通信ネットワーク株式会社	福岡県福岡市
大分エル・エヌ・ジー株式会社	大分県大分市
株式会社電気ビル	福岡県福岡市
北九州エル・エヌ・ジー株式会社	福岡県北九州市
株式会社キャピタル・キューデン	福岡県福岡市
長島ウインドヒル株式会社	鹿児島県出水郡長島町
株式会社福岡エネルギーサービス	福岡県福岡市
ニシム電子工業株式会社	福岡県福岡市
株式会社キューキ	福岡県福岡市
西日本プラント工業株式会社	福岡県福岡市
九州高圧コンクリート工業株式会社	福岡県福岡市
九電産業株式会社	福岡県福岡市
九電ビジネスソリューションズ株式会社	福岡県福岡市
株式会社キューデン・グッドライフ福岡浄水	福岡県福岡市
株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	熊本県熊本市
西日本技術開発株式会社	福岡県福岡市
九電不動産株式会社	福岡県福岡市
九州計装エンジニアリング株式会社	福岡県福岡市
キューデン・インターナショナル・ネザランド	オランダ王国
パシフィック・ホープ・ SHIPPING・リミテッド	バハマ国
九電新桃投資股份有限公司	台湾

(9) 従業員の状況

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の従業員数は次のとおりであります。

事業区分	従業員数
電気事業	11,716名
エネルギー関連事業	5,170名
情報通信事業	2,242名
その他の事業	640名
合計	19,768名

(注) 従業員数は、就業人員で記載しております。

(10) 主要な借入先

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な外部借入先は次のとおりであります。

借入先	借入金残高
	億円
株式会社日本政策投資銀行	1,494
明治安田生命保険相互会社	758
住友生命保険相互会社	626
日本生命保険相互会社	609
株式会社みずほコーポレート銀行	451
株式会社福岡銀行	427
株式会社西日本シティ銀行	380
第一生命保険株式会社	300
全国共済農業協同組合連合会	250
三井生命保険株式会社	170

2 会社の株式に関する事項

当期末の当社の株式に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 発行可能株式総数 10億株
- (2) 発行済株式の総数 4億7,418万3,951株
- (3) 株 主 数 18万5,010名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	22,882	4.8
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	22,081	4.7
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	18,845	4.0
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	18,454	3.9
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	9,669	2.0
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 退 職 給 付 信 託 福 岡 銀 行 口 再 信 託 受 託 者 資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	8,637	1.8
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,474	1.8
九 栄 会	7,640	1.6
S S B T O D 0 5 O M N I B U S A C C O U N T - T R E A T Y C L I E N T S	7,427	1.6
高 知 信 用 金 庫	6,989	1.5

(注) 1 持株比率は、自己株式(905,942株)を除いて計算しております。

2 九栄会は、当社の従業員持株会であります。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
まつおしん 松尾新	代表取締役会長	社団法人九州経済連合会会長
まなべとし 眞部利	代表取締役社長	
ひなごやす 日名泰	代表取締役副社長	C S Rに関する事項
だんだん 段上	代表取締役副社長	
ぬき貫 まさ 貫正	代表取締役副社長	
ふかほり 深堀	代表取締役副社長	
ひらの 平野	取 締 役	常務執行役員、電力輸送本部長
やまもと 山元	取 締 役	常務執行役員、川内原子力総合事務所長
ふじな 藤永	取 締 役	常務執行役員、地域共生本部長
みづべ 溝辺	取 締 役	常務執行役員、技術本部長
もろおか 諸岡	取 締 役	常務執行役員、原子力発電本部長
かじま 梶原	取 締 役	常務執行役員、立地本部長
うりう 瓜生	取 締 役	常務執行役員、火力発電本部長
つがみ 津上	取 締 役	常務執行役員、国際事業本部長
なしだ 梨田	取 締 役	常務執行役員、経営企画本部長
ちんせい 鎮西	取 締 役	常務執行役員、お客さま本部長
わたなべ 渡辺	取 締 役	トヨタ自動車九州株式会社代表取締役会長
いのせ 一瀬	常任監査役(常勤)	
ぜんぶく 善福	監 査 役(常勤)	
やすもと やす安	監 査 役(常勤)	
たか 高	監 査 役	住友三井オートサービス株式会社顧問
むら 村	監 査 役	
ひえ 穂	監 査 役	

- (注) 1 取締役梨田一海、同鎖西正直の2氏及び監査役安元伸司氏は、平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会において、新たに選任され就任しました。
- 2 平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会の終結の時をもって、取締役小山一民氏は任期満了により退任し、監査役外村健二氏は辞任しました。
- 3 取締役渡辺顯好氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 4 監査役高石恭輔、同村山絃一、同稗田慶子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 5 取締役渡辺顯好氏及び監査役高石恭輔、同村山絃一、同稗田慶子の3氏は、各証券取引所が定める独立役員であります。
- 6 常任監査役一瀬秋久氏は、当社の経理担当取締役を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 7 平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役として山出和幸氏が選任されております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	18名	803百万円
監査役	7名	140百万円

- (注) 1 上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）4名に対する報酬等の額は33百万円であります。
- 2 上記の取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る賞与113百万円が含まれております。
- 3 上記の取締役及び監査役の員数には、平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び辞任した監査役1名が含まれております。
- 4 株主総会決議による月例報酬限度額は次のとおりであります。
- | | |
|-----|-----------|
| 取締役 | 月額60百万円以内 |
| 監査役 | 月額14百万円以内 |
- 5 株主総会決議による取締役賞与限度額は、年額140百万円以内であります。

(3) 社外役員に関する事項

a 取締役

(a) 渡辺顯好

ア 重要な兼職先と当社との関係

同氏はトヨタ自動車九州株式会社の代表取締役会長を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

イ 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会15回中14回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

b 監査役

(a) 高石恭輔

ア 重要な兼職先と当社との関係

同氏は住友三井オートサービス株式会社の顧問を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

イ 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会15回全て、監査役会16回中15回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(b) 村山絃一

ア 重要な兼職先と当社との関係

該当する事項はありません。

イ 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会15回中14回、監査役会16回中15回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(c) 稗田慶子

ア 重要な兼職先と当社との関係

該当する事項はありません。

イ 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会15回全て、監査役会16回全てに出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | | |
|---|---------------------------------|--------|
| a | 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 88百万円 |
| b | 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 181百万円 |

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記 a の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 当社の重要な子会社である大分エル・エヌ・ジー株式会社、株式会社電気ビル、株式会社キャピタル・キューデン、九電不動産株式会社、九電新桃投資股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務、デューデリジェンスに関する業務並びにグループ会社のコンプライアンス体制強化支援に関する助言・指導業務に対する対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることを検討します。

5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務執行の法令・定款への適合及び会社業務の適正を確保するため、以下の体制を整備する。

1 取締役の職務執行の法令等への適合を確保するための体制

- 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催し、予め定めた規程に則り、経営上の重要な事項について審議・決定する。また、取締役及び執行役員の職務執行を監督するため、職務の執行状況の報告を定期的に受ける。
- 取締役会は、その監督機能の有効性を高めるため、社外取締役の設置などにより、当社から独立した立場からの助言等を受ける。
- 取締役会は、法令や企業倫理、社内規程等の遵守の徹底を図るため、社長を委員長とし社外の有識者等を含めた「コンプライアンス委員会」を設置し、公正な事業活動を推進する。
- 取締役及び執行役員は、全ての事業活動の規範として定められた「九州電力グループ行動憲章」及びこれに基づく行動規範である「コンプライアンス行動指針」を率先して実践する。
- 取締役及び執行役員は、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との関係を遮断する。
- 取締役会、取締役及び執行役員は、監査役が、適法性を欠くおそれのある事実、あるいは会社へ著しい損害を与えるおそれのある事実等に対して勧告及び助言を行った場合は、これを尊重する。

2 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- 取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書については、社内規程に基づき、管理責任箇所を定め適正に保存・管理する。
- 職務執行に係る情報については、情報セキュリティに関する基本方針、規程に基づき必要に応じたセキュリティの確保を図る。

3 リスク管理に関する体制

- 経営に重大な影響を与えるリスクについては、リスク管理に関する規程に基づき、定期的にはリスクの抽出、分類、評価を行い、全社大及び部門業務に係る重要なリスクを明確にする。
- 各部門及び事業所は、明確にされた重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み、適切に管理する。

- 非常災害その他会社経営及び社会に重大な影響を与える事象が発生した場合に、これに迅速、的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程に定めるとともに、定期的に訓練等を実施する。

4 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- 取締役会決定事項のうち予め協議を必要とする事項や、社長が会社の業務執行を統轄するにあたり重要な業務の実施に関する事項について協議するための組織として、「経営会議」を設置する。また、重要事項についての事前の審議・調整を行うための会議体を必要に応じて設置する。
- 会社業務の執行にあたり、意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図るため、「執行役員」を設置する。
- 取締役会は、代表取締役及び執行役員の業務委嘱、業務担当等を定め、代表取締役及び執行役員は、これに基づき業務の執行にあたる。
- 取締役、執行役員及び従業員の適正かつ効率的な職務執行を確保するため、「組織・権限規程」において、各部署の分掌事項、各職位の基本的役割と職務及び権限等を定める。

5 従業員の職務執行の法令等への適合を確保するための体制

(1) 法令等の遵守のための体制

- 各部門等に「コンプライアンス責任者」を設置し、「コンプライアンス委員会」において策定した基本的な方針や提言、審議した具体策等に従い、企業倫理・法令等の遵守を推進する。
- コンプライアンスの徹底を図るため、従業員に対する教育や研修等を行い、「九州電力グループ行動憲章」及び「コンプライアンス行動指針」の浸透と定着を図る。
- 当社及びグループ会社の社員等からコンプライアンスに関する相談を受け付けるため、「コンプライアンス相談窓口」を社内、社外にそれぞれ設置し、相談者保護など、適切な運営を図る。
- 財務報告に関する内部統制を適正に運用し、必要に応じて是正できる体制を整備することによって、財務報告の信頼性確保を図る。

(2) 内部監査の体制

- 業務運営の適正性と経営効率の向上等を図るため、業務執行に対し中立性を持った内部監査組織を設置し、各部門・事業所における法令等の遵守や業務執行の状況等について監査する。
- 原子力・火力発電設備及び送変電設備等の重要な設備については、別途専任の内部監査組織を設置し、保安活動に係る品質保証体制及びこれに基づく業務執行の状況等について監査する。

6 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 企業グループの基本理念、経営姿勢等を示した「九州電力グループ経営の基本的な考え方」を制定し、グループ経営を推進する。
- グループ会社の経営状況を把握するため、グループ会社に事業計画や実績の報告を求めるとともに、当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、グループ会社との事前協議を行う。
- 企業グループの公正な事業活動を推進するため、「九州電力グループ行動憲章」の周知・浸透を図るとともに、グループ各社において、行動指針の策定や内部通報窓口の設置等の促進を図る。
- 企業グループ内における相互の緊密な情報連携のため、重要なグループ会社で構成する各種会議体を設置するとともに、企業グループの情報ネットワークの活用を図る。
- 当社内部監査組織は、グループ会社に対し、必要に応じて監査を実施する。

7 監査役の職務執行の実効性を確保するための体制

(1) 監査役を補助するスタッフの体制

- 監査役の職務を補助するため、専任の組織として「監査役室」を設置し、必要な人員を配置する。

(2) 監査役スタッフの独立性を確保するための体制

- 監査役室に所属する従業員は、監査役の指揮命令の下で職務を執行する。
- 監査役室に所属する従業員の人事に関する事項については、監査役と事前に協議する。

(3) 取締役、執行役員及び従業員から監査役への報告に関する体制

- 取締役、執行役員及び従業員は、監査役から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。
- 取締役は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告を行う。

(4) その他監査役の監査の実効性を確保するための体制

- 取締役は、監査役からの「経営会議」等重要会議への出席要請に応じるとともに、重要文書の閲覧、その他監査業務の執行に必要な調査に協力する。
- 代表取締役及び内部監査部門は、監査役と定期的に会合をもち、意見交換等を行う。